

工事費内訳書確認事務処理要領

(平成16年10月15日土木部長通知)

(平成19年6月20日一部改正)

(平成22年3月25日一部改正)

(平成26年3月31日一部改正)

(平成29年8月16日一部改正)

(平成31年3月26日一部改正)

(令和6年3月28日一部改正)

1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事における工事費内訳書の確認に係る事務処理について必要な事項を定める。

2 対象工事

工事費内訳書の確認を行う工事は、次に掲げるものとする。

(1) 一般競争入札、条件付一般競争入札（総合評価方式によらない工事を除く。）、事前に談合情報があり事情聴取を行った入札及び別に指定する工事に係る入札については、全ての入札参加者の工事費内訳書の確認を行うものとする。

(2) (1)により全ての入札参加者の工事費内訳書の確認を行う工事（以下「全員確認対象工事」という。）以外の入札については、落札候補者の工事費内訳書の確認を行うものとする。

3 工事費内訳書の提出

(1) 電子入札により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させるものとする。

(2) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を入札場所に持参させるものとする。ただし、書留郵便にて提出する場合においては、入札書とともに契約担当者あてに提出させるものとする。

(3) 上記(1)、(2)は、一般競争入札及び条件付一般競争入札については、入札説明書及び一般競争入札公告共通事項書に、指名競争入札については指名競争入札通知書に記載するものとする。

(4) 上記(3)の記載にあたっては、入札の際に工事費内訳書が未提出である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることを明記するものとする。

4 工事費内訳書の記載内容等

工事費内訳書の記載内容等は、次に掲げるものとする。

(1) 一般競争入札、条件付一般競争入札については、設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別、細別（工事内訳書に記載する種目、科目、中科目）に相当する項目に対応するものについて、単位、数量、単価及び金額を全て記載させる。

(2) その他の入札については、設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別（工事内訳書に記載する種目、科目）に相当する全ての項目に対応するものについて、その金額を記載させる。

ただし、必要に応じて、上記(1)に準じた記載を求めることができるものとする。

(3) 工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を算出できる場合は、工事価格の内数として記載できるものとする。

(4) 様式については、自由とする。

5 工事費内訳書の確認方法

(1) 全員確認対象工事の入札については、落札決定までに入札参加者全員の工事費内訳書の確認を行うものとする。

(2) 全員確認対象工事以外の入札については、落札候補者の工事費内訳書の確認を行うこととし、工事費内訳書の確認を行った後に落札決定を行うものとする。

(3) 工事費内訳書の確認にあたっては、一般競争入札、条件付一般競争入札については事業担当課の技術職員が、その他の入札においては入札担当課の事務職員が行う。

(4) 入札に参加した者から提出された工事費内訳書は、原則として返却しないものとする。

6 工事費内訳書の確認事項

- (1) 一般競争入札、条件付一般競争入札における工事費内訳書については、以下の事項を確認する。
- ア 当該工事に係る内訳書であるか
 - イ 内訳書に記載された提出者名は正しいか
 - ウ 記載された各項目は、入札説明書又は一般競争入札公告共通事項書に指示された項目を満たしているか
 - エ 各項目の単位及び数量は適正か
 - オ 各項目の金額が他の入札参加者と全く同一でないか
 - カ 内訳書の合計金額が入札金額と同額であるか
 - キ 他の入札参加者の様式を入手して使用していないか
- (2) その他の入札における工事費内訳書については、以下の事項を確認する。
- ア 当該工事に係る内訳書であるか
 - イ 内訳書に記載された提出者名は正しいか
 - ウ 各項目の金額が他の入札参加者と全く同一でないか
 - エ 内訳書の合計金額が入札金額を下回っていないか
 - オ 他の入札参加者の様式を入手して使用していないか

7 工事費内訳書の取扱い

- (1) 工事費内訳書について、未提出である等不備があるものとして別表に掲げる事項に該当する場合は、競争契約入札心得第8条第11号（その他入札に関する条件に違反した入札）に該当する無効の入札として取り扱う。ただし、当該不備が軽微な誤記であるときには、注意を行ったうえで無効としないことができるものとする。
- (2) 工事費内訳書の確認の結果、談合が疑われる場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施できるものとする。
- なお、談合の疑いがあると判断される場合は、別途談合情報処理要領に基づいて対応するものとする。
- (3) 落札者が提出した工事費内訳書に法定福利費の明示がある場合において、入札金額と当該工事費内訳書の合計金額が一致しているときに限り、当該工事費内訳書を熊本県公共工事請負契約約款第3条に定める請負代金内訳書として取り扱うことができるものとする。

8 その他

建設コンサルタント業務における業務費内訳書の確認については、この要領の3及び5(2)、6(2)並びに7(1)、(2)を準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月15日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年8月16日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

別表

区 分	不 備 の 内 容
1 内訳書の未提出	①内訳書の全部又は一部が提示されていない ②内訳書とは無関係な書類が提示されている ③当該工事の内訳書であることが特定できない ④他の工事の内訳書が提示されている ⑤内訳書が白紙である
2 記載内容の不備	①一般競争入札公告共通事項書又は指名通知等に指示された項目を満たす内訳の記載がない （注：法定福利費の明示がないことをもって、入札を無効としない。） ②内訳書の各項目の金額が他の入札参加者と全く同一である （注：積算を外注している場合等合理的な理由があるものについては、同一金額であってもこれに該当しない。） ③内訳書の合計金額が入札金額を下回っている （一般競争入札、及び条件付一般競争入札については、内訳書の合計金額が入札金額と異なる）
3 記載事項の不備	①提出業者名が未記入又は誤りがある ②他の入札参加者の様式を入手し使用していることが明らかである （注：積算を外注している場合等合理的な理由があるものについては、同一様式であってもこれに該当しない。）